

物流の脱炭素化（EV・FCトラック）促進補助金交付要綱

（総則）

第1条 物流の脱炭素化（EV・FCトラック）促進事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 本補助金は、ゼロエミッショントラック（以下「ZEVトラック」という。）及び電気自動車用充電設備（以下「充電設備」という。）の導入を支援することにより、ZEVトラックの導入促進を図り、府域における運輸部門の二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）ZEVトラック

次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

一 電気トラック（以下「EVトラック」という。）

電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料が電気のみであることが記載されているもの）のうち、「令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））」の補助対象車両をいう。

二 燃料電池トラック（以下「FCトラック」という。）

電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車（当該自動車に係る自動車検査証に燃料が水素のみであることが記載されているもの）のうち、「令和7年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））」の補助対象車両をいう。

（2）充電設備

電気自動車に充電するための設備であって、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を有し、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

（3）国補助金

環境省が実施する脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））交付要綱の規定に基づく事業において、一般財団法人環境優良車普及機構が交付する補助金をいう。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第2条で定める目的に資するため、事業者がZEVトラックを導入する事業とする。

（補助対象車両等）

第5条 前条に規定する補助事業のうち、補助金の交付の対象となる車両及び設備（以下「補助対象車両等」という。）はZEVトラック及び充電設備であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 第10条の規定による交付決定の日から原則令和9年1月15日までの間に、ZEVトラックの新車新規登録をするもの又は改造してZEVトラックとしての自動車検査証の交付を受けるもの若しくはZEVトラックを充電するために導入されるものであること。

- 二 自動車検査証において、使用の本拠の位置が大阪府内にあること。
 - 三 新規に導入されるものであり、中古品又は新古品ではないこと。
 - 四 FCトラックについては車両総重量8トン未満であること。
- 2 前項の補助対象車両等のうち、充電設備については、ZEVトラックの導入と併せて導入するもので、事業者の大阪府内の敷地（事業所、営業拠点）等に設置するものに限り補助対象とする。

(補助申請者)

第6条 補助金の交付の申請をすることができる補助申請者は、補助事業を実施するものであって、次の各号に掲げる要件を満たすもの（ただし、規則第2条第2号イからハに該当する者又は大阪府の他の同種の補助金の交付を重複して受ける者は除く。）とする。なお、車両等をリースで取得する場合はリース事業者を代表申請者、当該車両使用者を共同申請者とする。

- 一 国補助金の申請を行ったもの
- 二 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 国
 - イ 地方公共団体

(補助金の交付対象経費等)

第7条 補助金の交付の対象となる補助対象経費は、補助事業の実施に必要なかつ相当と認める経費として別表1に掲げるものとする。

- 2 補助金の額は、別表2に掲げるものとし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものでなければならない。
- 一 補助対象車両等の発注及び支払いが、第10条の規定による交付決定後であること
 - 二 補助対象車両等の導入及び支払いが、第14条に規定する実績報告の期限日までに完了すること

(交付申請の受理)

第9条 知事は、前条の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日をもって、募集を停止する。

(補助金の交付の決定)

第10条 知事は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及び交付条件を第2号様式における交付決定通知書により補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）に対して通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更申請等)

第11条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、第3号様式による補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、第4号様式による補助事業の中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、第5号様式による補助事業の遅延等報告書

を知事に提出しなければならない。

(変更承認の特例)

第12条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表1の経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して、20%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第13条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、第6号様式による交付申請取下承認申請書により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による補助金の交付申請の取下承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による報告は、第7号様式による実績報告書を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査した結果、交付決定事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表2に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、補助事業者に対し、第8号様式により補助金の額の確定について通知するものとする。

(検査及び現地確認等)

第16条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、交付決定事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。また、国に対して国補助金の状況を確認することについて、申請者からの同意を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の交付)

第17条 知事は、第15条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第15条の規定による補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに第9号様式による支払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、第8条の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、規則第16条及び第17条の規定により、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、あらかじめ第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び耐用年数期間は、別表3に掲げるものとする。
- 4 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から耐用年数期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事は交付した補助金の範囲内でその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助事業者の公表)

第21条 知事は、規則第5条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、EVトラックまたはFCトラックであること、その台数（充電設備を含む）及びその他知事が必要と認めるものを公表するものとする。

(協力事項)

第22条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項について協力しなければならない。

- 一 災害時等において補助対象車両を活用すること
- 二 本事業により導入したZEVトラックについて、当該トラックを導入した日の属する年度の終了後5年間、第11号様式による利用実績報告書を各年度の終了後30日以内に提出すること
- 三 その他知事が必要と認める事項

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行する。

別表1

経費区分	内容
導入費	事業を行うために直接必要な補助対象車両等の導入に要する経費

【補助対象外経費】

交付決定前に行われた事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ・ 振込手数料
- ・ 本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、運搬費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、業務費、事務費、撤去・処分費
- ・ その他知事が導入費に該当しないと認める経費

別表2

補助対象車両等	補助金の額	補助上限金額 ^{※2}
ZEVトラック	国補助金の1/4以内	EVトラック：200万円/台 ^{※3}
充電設備 ^{※1}		FCトラック：650万円/台

※1 第8条に基づくEVトラックの補助金交付申請を行う場合に限り。ただし一基当たりの定格出力が90kw以上のものは除く。

※2 1事業者（車両等をリースで取得する場合は共同申請者）あたりの補助金の上限は、2億5千万円とする。

※3 充電設備の補助額を含む。

別表3

財産の種類	耐用年数期間
ZEVトラック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運送事業用又は貸自動車業用のもので、自動車検査証に記載されている最大積載量が2トン以下：3年 ・ 運送事業用又は貸自動車業用のもので、自動車検査証に記載されている最大積載量が2トン超：4年 ・ 一般用のもの：5年
充電設備	6年